## 規制影響分析書

	無線局の運用者の変更制度の創設に関する事後届出の導入			
	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課			
評価実施日	平成19年3月30日			
規制の内容・目的	①規制の内容 :無線局の免許人等が、一定の条件の下、自己以外の者に無線局を運用させることを可能とし、当該運用させた者の氏名、運用期間等の無線局監理上必要な事項について、総務大臣への届出等を行わなければならないこととする。 ②規制の目的 :適正な電波利用のための無線局監理を確保しつつ、簡易な手続での無線局運用者の変更が可能となる。  根拠条文 電波法(昭和25年法律第131号)第70条の7及び第70条の8			
想定され得る	◆ <mark>選択肢1:</mark> 無線局の運用者の変更制度の創設に関する事後届出の導入			
選択肢	◆選択肢2:	<mark>異択肢2:</mark> 現状維持		
# 11# 1	効果の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	
期待される効果	電波の公平かつ能率的な利用の確保	運用者の変更に関する届出手続を設けた場合、運用している者を随時把握でき、適正な電波利用が確保できることから、無線局の運用者の変更制度の創設ができる。 その結果、簡易かつ迅速な手続での無線局の運用が可能となり、無線通信の新しいサービスや利用形態が実現される。	運用者の変更に関する届出手続がない場合、運用している者を把握できず、適 正な電波利用が確保できないため、無線局の運用者の変更制度の創設ができない。 その結果、既存免許人・登録人以外の者が、無線局を運用するには免許・登録 の手続が不可避となり、簡易かつ迅速な手続での電波利用が図られない。	
想定される負担	負担の要素	選択肢1の場合	選択肢2の場合	
	る負担(行	無線局を運用するために、これまで免許・登録の手続を要していたものが、届出のみで可能となり、処理時間等の負担が軽減される。 届出に関する電子システムの改修をしなければならないが、制度導入局面に限られているものであり、行政コストの増加は限定的である。 総合的に行政コストは軽減される。	現状どおり。	
	実施により 生じる負担 (遵守コス ト)	無線局を運用するために、これまで免許・登録の手続を要していたものが、届出のみで可能となり、書類作成や手数料の負担が軽減される。	現状どおり。	
	その他の負 担(社会コス ト)		現状どおり。	
各選択肢間の 比較	選択肢1の場合、電波の公平かつ能率的な利用の確保という効果が期待される上に、全体として想定される負担も軽減されることから、選択肢1を採用するのが適切と考えられる。			
備考	「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の報告書「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方~ワイヤレス・イノベーションの加速に向けて~」において、制度創設 を提言。			